

「居宅介護・重度訪問介護・同行援護」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※本事業所では、利用者に対して「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく居宅介護等を提供します。

当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者について	2
2. 事業所の概要について	2
3. 事業実施地域について	2
4. 営業時間について	3
5. 職員の体制について	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金について	3
7. サービスの利用に関する留意事項について	6
8. サービス実施の記録について	6
9. 事故発生時の対応について	7
10. 緊急時の対応について	7
11. 虐待の防止について	7
12. 感染症対策について	7
13. 事業所からの契約解除について	7
14. 苦情等の受付について	8
15. 第三者評価の実施状況について	9

2025.4

呉市社会福祉協議会
呉訪問介護事業所
(当事業所は、呉市の指定を受けています。)

1. 事業者について

名 称	社会福祉法人 呉市社会福祉協議会
所 在 地	広島県呉市中央五丁目12番21号
電 話 番 号	(0823) 25-3509
代 表 者 氏 名	会長 中本 克州
設 立 年 月	昭和42年3月

2. 事業所の概要について

事業所の種類	指定居宅介護・指定重度訪問介護 指定同行援護	3410500346号
事業の目的	利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業所が利用者に対して必要な障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護等(居宅介護・重度訪問介護・同行援護)を適切に提供することを目的とします。	
事業所の名称	呉市社会福祉協議会呉訪問介護事業所	
事業所の所在地	広島県呉市中央五丁目12番21号	
電 話 番 号	(0823) 23-9312	
サテライト事業所	呉市社会福祉協議会呉訪問介護事業所音戸倉橋出張所 呉市音戸町畑三丁目25番2号	
管 理 者 氏 名	藤岡 信行	
事業所の運営方針について	事業所の従業者は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行います。また市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。	
指 定 年 月 日	居宅介護・重度訪問介護 同行援護	平成24年10月1日指定 平成24年2月1日指定
事業所が行っている他の業務	指定訪問介護	平成26年4月1日指定 3470500459号

3. 事業実施地域について

呉 市 (川尻町, 安浦町, 下蒲刈町, 蒲刈町, 情島, 豊浜町, 豊町を除く)

4. 営業時間について

営業日	月～金 8時30分～17時15分（12月29日～1月3日を除く。） （電話等により、24時間常時連絡が可能）
サービス提供時間	6時～22時（年中無休）

5. 職員の体制について

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	員数	業務の内容
1. 管理者	1名	従業者や業務の管理等を行います
2. サービス提供責任者	4名	サービス申し込みの調整、居宅介護等計画の作成等を行います
3. 居宅介護等従業者	2. 5名以上	
4. 事務員	1名	

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護、指定居宅介護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金について

（1）居宅介護等計画とサービス内容

当事業所では、次のサービス内容から居宅介護等計画を定めて、サービスを提供します。居宅介護等計画は、市町が決定した支給量と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。居宅介護等計画は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しを利用者に交付します。また、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

<サービス区分及びサービス内容>

I 居宅介護・重度訪問介護

①身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助を行います。）

- 入浴介助・清拭・洗髪：入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
- 排せつ介助：排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助：食事の介助を行います。
- 衣服の着脱の介助：衣服の着脱の介助を行います。
- その他、必要な身体介護を行います。

※医療行為はいたしません。

I 居宅介護・重度訪問介護

②家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）

- 調理：利用者の食事の用意を行います。
- 洗濯：利用者の衣類等の洗濯を行います。
- 掃除：利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- 買い物：利用者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。
- その他、関係機関への連絡など必要な家事を行います。

※預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）

※利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

③通院介助（通院の介助を行います。）

④外出時の移動中の介護（重度訪問介護）

- 官公庁や銀行等の公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の援助を行います。

※1日の範囲内で用務を終えるものを原則とし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出の介助はいたしません。

⑤その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

II 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において当該障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の支援を行います。

(2) 利用者負担額

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業所が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を事業所にお支払いただきます。なお、月ごとの利用者負担には上限が設定されます。軽減措置が適用される場合には、軽減後の金額となります。

当事業所との契約支給量の範囲内であれば、障害福祉サービス受給者証に記載の利用者負担上限月額以内の額が利用料となります。契約支給量の範囲外となった場合は全額実費負担となります。

- サービス1回あたりの利用者負担額は、別表の通りです。目安としてお考えください。

<償還払い>

- 事業所が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、利用者実績記録票を添付して「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町に申請すると介護給付費が支給されます。）

(3) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する次の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、利用者負担とさせていただきます。

①通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合、訪問介護員が訪問するための交通費実費。

通常の実施地域を越えて 行う事業に要する交通費	公共交通機関を利用した場合	実費相当額
	事業所の自動車を使用した場合	事業所から 1km あたり 50 円（往復分）

②通院介助等において訪問介護員にかかる公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合は、その実費。

<サービス利用料金>

次の料金表によって、サービス利用料金から介護給付費の給付額を除いた金額（利用者負担）をお支払いいただきます。（利用者負担の負担上限月額については次表をご参照ください。）

1. サービス利用料金	円
2. うち、介護給付費が給付される金額	円
3. サービス利用にかかる利用者負担額（1 - 2）	円

〔利用者負担の負担上限月額〕

○介護給付費対象のサービスは、利用者の所得に応じて次表のとりの負担上限月額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

※障害者の場合は、本人及び配偶者のみの所得で判断します。

※障害児の場合は、世帯全体の所得で判断します。

所得区分		区分条件	利用者負担上限月額
一般 2	障害者	市民税課税世帯（市民税所得割額 16 万円以上）	37,200 円
	障害児	市民税課税世帯（市民税所得割額 28 万円以上）	
一般 1	障害者	市民税課税世帯（市民税所得割額 16 万円以上）	9,300 円
	障害児	市民税課税世帯（市民税所得割額 28 万円以上）	4,600 円
低所得		市民税非課税世帯	0 円
生活保護		市民税非課税世帯	0 円

（4）利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

前記（2）及び（3）の料金のうち、交通費の当日支払い分を除いた料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 26 日までに、ご指定の金融機関口座へご入金をお願い

いします。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

なお、領収書の再発行はいたしませんので、大切に保管ください。

(5) 利用の中止、変更、追加

- ①利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護等計画で定めたサービスの利用を中止・変更または追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日17時までに事業所に申し出てください。
- ②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合や利用中止のご連絡をいただけなかった場合、取消料として次の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむをえない場合、取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用者負担額の100%

- ③市町が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ④サービス利用の変更・追加は、従業員の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(6) 実費負担額（交通費等）の変更

実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

7. サービスの利用に関する留意事項について

(1) 従業者

サービス提供時に、担当の従業者を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の従業者が交替してサービスを提供します。担当の従業者や訪問する従業者が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の従業者を指名することはできませんが、従業者についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) サービス提供

サービスは、居宅介護等計画にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。ただし、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（従業員が事業所に連絡する場合、利用者の電話を使用させていただきます。）

(3) サービス内容の変更

訪問時に、利用者の体調等の理由で居宅介護等計画に予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業所は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかに従業者にお知らせください。また、担当従業者やサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(5) 従業者の禁止行為

従業者は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②家事援助として行う買い物等に伴う少額の金銭の取扱い以外の利用者もしくは家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③利用者もしくはその家族等からの金銭または物品、飲食の授受
- ④利用者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤飲酒・喫煙及び飲食（移動の介護や同行援護等において、利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）
- ⑥身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にもその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護等計画及び居宅介護等の提供ごとの記録は、居宅介護等の提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令（及び呉市社会福祉協議会個人情報保護規程）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

9. 事故発生時の対応について

サービス提供中に事故が発生した場合は、サービス提供責任者及び管理者は、速やかに対応策を決定し、対処いたします。事業所は、利用者及びご家族に対し、経緯と対応策の提示説明を行い、同意を得て対応いたします。また、重大事故については呉市（保険者）に事故報告書を提出します。

○損害賠償について

事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者にご故意または過失が認められる場合には、事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

○損害賠償保険への加入

保険会社名 ①損保ジャパン日本興亜株式会社

	②あいおいニッセイ同和損保	
保 険 名	①社協の保険	
	②介護保険・社会福祉事業者総合保険	
補償の概要	対人・対物事故，人格権侵害	2億円（限度額）
(2 社合計)	受託物賠償	100万円限度

10. 緊急時の対応について

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合，その他必要な場合には，速やかに主治医または協力医療機関に連絡をとる等必要な措置を講じます。

※緊急の場合は，別紙「利用者様 緊急時対応」の連絡先に連絡をとります。

11. 虐待の防止について

事業所は，利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために，次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定します。
 <虐待防止に関する担当者> 管理者 藤岡 信行
- (2) 虐待防止の指針を整備し，必要に応じ見直しを行います。
- (3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催します。その結果を，職員に周知徹底します。
- (4) 職員に対し，虐待の防止のための研修を定期的実施します。

12. 感染症対策について

事業所は，事業所において，感染症が発生し，またはまん延しないように，次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催します。その結果を，職員に周知徹底を行います。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し，必要に応じ見直します。
- (3) 職員に対し，感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13. 事業所からの契約解除について

当事業所でサービスを提供するにあたり，利用者またはその家族が次の行為を行った場合，サービスを中断する場合があります。また，その問題行為に関する話し合いを行い，その後，1ヶ月の経過により改善されない場合は，契約を解除しますが，問題行為がなくなった場合は，その限りではありません。

- (1) 職員や他の利用者に対する暴力または乱暴な言動
 - ①ものを投げつける
 - ②刃物を向ける，服を引きちぎる，手を払いのける
 - ③怒鳴る，奇声，大声を発する など
- (2) セクシャルハラスメント
 - ①職員や他の利用者の体を触る，手を握る
 - ②腕を引っ張り抱きしめる

③ヌード写真を見せる など

(3) その他

①職員や他の利用者の自宅住所や電話番号を何度も聞く

②ストーカー行為 など

14. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者 管理者 藤岡 信行

○苦情受付窓口 所在地：呉市中央五丁目12番21号

電話番号：（0823）23-9312

F A X：（0823）32-2443

○受付時間 毎週月曜日～金曜日、午前8時30分～午後5時15分

（但し、12月29日～1月3日を除く。FAXは365日24時間受付）

<苦情解決責任者> [事務局長] 河野 隆司

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は第三者委員に相談することもできます。

<第三者委員>

名 前	連 絡 先
西田 小百合	呉市西中央3丁目7番37号グレイス寿3階
兼重 卓郎	呉市溝路町6番23号

(3) 行政機関その他苦情受付機関

呉市役所 障害福祉課支援グループ	呉市中央四丁目1番6号 TEL (0823)25-3523 FAX (0823)24-4863 受付時間 月～金 8:30～17:15 (但し、国民の休日、12月29日～1月3日までを除く。)
広島県社会福祉協議会 (広島県福祉サービス運営適正化 委員会)	広島市南区比治山本町12-2 TEL (082)254-3419 FAX (082)569-6161 受付時間 月～金 8:30～17:00 (但し、国民の休日、12月29日～1月3日までを除く。)

15. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	

実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

居宅介護等サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

呉市社会福祉協議会呉訪問介護事業所
 所在地 呉市中央五丁目12番21号
 法人名 社会福祉法人 呉市社会福祉協議会
 代表者名 会長 中本克州

説明者職名 _____ 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業所からの重要事項の説明を受け、居宅介護等サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

〈利用者の家族〉（代筆した場合）
 （続柄： _____）

住所 _____

氏名 _____

<p>※この重要事項説明書は、厚生労働省令第171号（平成18年9月29日）第9条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。</p>
--

別表（6の（2）関係）

<居宅介護>

内 容	提供時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満
		利用単位数	利用単位数	利用単位数	利用単位数
身体介護		256単位	404単位	587単位	669単位
通院介助身体介護 有		256単位	404単位	587単位	669単位
通院介助身体介護 無		106単位	197単位	275単位	345単位
内 容	提供時間	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 3時間30分未満	以降30分ごと
		利用単位数	利用単位数	利用単位数	利用単位数
身体介護		754単位	837単位	921単位	83単位
通院介助身体介護 有		754単位	837単位	921単位	83単位
通院介助身体介護 無		—	—	—	69単位
内 容	提供時間	30分未満	30分以上 45分未満	45分以上 1時間未満	1時間以上 1時間15分未満
		利用単位数	利用単位数	利用単位数	利用単位数
家事援助		106単位	153単位	197単位	239単位
内 容	提供時間	1時間15分以上 1時間30分未満	1時間30分以上 1時間45分未満	以降15分ごと	
		利用単位数	利用単位数	利用単位数	
家事援助		275単位	311単位	35単位	

【加算項目】

○初回加算 200単位/月

当事業所のサービスを新規に利用，または2か月以上利用せず再度利用する際に，サービス提供責任者が自ら居宅介護等を提供した場合，または他の従業者の居宅介護等の提供時に同行訪問した場合は，居宅介護等利用初回月のみ，通常の利用者負担金に加算して請求いたします。

○緊急時対応加算 100単位/回（月2回まで）

身体介護及び通院介助（身体介護有）については，当初予定されていないサービス提供を利用者またはその家族等から要請を受けてから24時間以内に訪問した場合，1回の訪問につき，月2回までを限度とし，通常の利用者負担金に加算して請求いたします。

○2人の従業者により訪問を行った場合

1人の従業者による介護が困難と判断し市町が2人派遣を認めた場合は、利用者の同意のもと2人の従業者を同時派遣します。その場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍になります。

○特別地域加算 所定単位数の100分の15/回

厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、居宅介護等を提供した場合に、通常の利用者負担金に加算して請求いたします。

○サービス利用時間による、利用料負担額の違い

別表の料金表は、割増なしの金額です。

- ・通常時間帯： 8：00～18：00 → 割増なし
- ・早朝時間帯： 6：00～ 8：00 → 25%増し
- ・夜間時間帯：18：00～22：00 → 25%増し
- ・深夜時間帯：22：00～ 6：00 → 50%増し

○利用者負担額上限管理加算 150単位/月

介護給付費対象のサービスの利用者負担額は上限が定められています。利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、居宅介護等利用開始の際にその旨をお申し出ください。

○福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の1000分の417

福祉・介護職員等処遇改善加算

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等を実施している事業所として、その基準に該当する場合、通常の利用者負担金に加算して請求いたします。

○特定事業所加算Ⅱ 所定単位数の100分の10

特定事業所加算

厚生労働大臣が定める基準に適合している質の高い障害福祉サービスを提供している事業所として、その基準に該当する場合、通常の利用者負担金に加算して請求いたします。

別表（6の（2）関係）

<重度訪問介護>

（1）病院等に入院または入所中以外の障害者に対して提供した場合

提供時間	1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満
利用単位数	186単位	277単位	369単位	461単位
提供時間	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 3時間30分未満	3時間30分以上 4時間未満	4時間以上 8時間未満
利用単位数	553単位	644単位	736単位	821単位
30分増すごと	—	—	—	85単位
提供時間	8時間以上 12時間未満	12時間以上 16時間未満	16時間以上 20時間未満	20時間以上 24時間未満
利用単位数	1,505単位	2,184単位	2,834単位	3,520単位
30分増すごと	85単位	81単位	86単位	80単位

（2）病院等に入院または入所中の障害者に対して提供した場合

提供時間	1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満
利用単位数	186単位	277単位	369単位	461単位
提供時間	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 3時間30分未満	3時間30分以上 4時間未満	4時間以上 8時間未満
利用単位数	553単位	644単位	736単位	821単位
30分増すごと	—	—	—	85単位
提供時間	8時間以上 12時間未満	12時間以上 16時間未満	16時間以上 20時間未満	20時間以上 24時間未満
利用単位数	1,505単位	2,184単位	2,834単位	3,520単位
30分増すごと	85単位	81単位	86単位	80単位

○入院中の支援の加算・減算

次の場合を除き、入院中以外と同様とする。

イ 喀痰吸引等支援体制加算の算定は不可

ロ 90日以降の利用は所定単位数の20%を減算とする。

【加算項目】

○初回加算 200単位／月

当事業所のサービスを新規に利用、または2か月以上利用せず再度利用する際に、サービス提供責任者が自ら居宅介護等を提供した場合、または他の従業者の居宅介護等の提供時に同行訪問した場合は、居宅介護等利用初回月のみ、通常の利用者負担金に加算して請求いたします。

○移動介護加算

提供時間	1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満
利用単位数	100単位	125単位	150単位
提供時間	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 3時間30分未満
利用単位数	175単位	200単位	250単位

重度訪問介護の利用者の方で、移動支援を利用された場合は、通常の利用者負担金に加算して請求いたします。

○重度障害者等の場合 所定単位数の100分の15/回

重度障害者等包括支援の対象となる心身の状態にあれば、通常の利用者負担金に加算して請求いたします。

○障害程度区分6に該当する者の場合 所定単位数の100分の8.5/回

障害程度区分6に該当されれば、通常の利用者負担金に加算して請求いたします。

○緊急時対応加算 100単位/回（月2回まで）

当初予定されていないサービス提供を利用者またはその家族等から要請を受けてから24時間以内に訪問した場合、1回の訪問につき、月2回までを限度とし、通常の利用者負担金に加算して請求いたします。

○2人の従業者により訪問を行った場合

①障害者等の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーが1人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき所定単位数を算定する。

②障害認定区分6の利用者に対し、指定重度訪問介護事業所が新規に採用したヘルパーにより支援が行われる場合において、その利用者の支援に熟練したヘルパーが同行して支援を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

③指定重度訪問介護事業所に勤務するヘルパーが、重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事し支援が行われる場合において、その利用者の支援に熟練したヘルパーが同行して支援を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

○特別地域加算 所定単位数の100分の15/回

厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、居宅介護等を提供した場合に、通常の利用者負担金に加算して請求いたします。

○サービス利用時間による、利用料負担額の違い

別表の料金表は、割増なしの金額です。

- ・通常時間帯： 8：00～18：00 → 割増なし
- ・早朝時間帯： 6：00～ 8：00 → 25%増し
- ・夜間時間帯： 18：00～22：00 → 25%増し

・深夜時間帯：22：00～ 6：00 → 50%増し

○利用者負担額上限管理加算 150単位/月

介護給付費対象のサービスの利用者負担額は上限が定められています。利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、居宅介護等利用開始の際にその旨をお申し出ください。

○福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の1000分の343

福祉・介護職員等処遇改善加算

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等を実施している事業所として、その基準に該当する場合、通常の利用者負担金に加算して請求いたします。

○特定事業所加算Ⅱ 所定単位数の100分の10

特定事業所加算

厚生労働大臣が定める基準に適合している質の高い障害福祉サービスを提供している事業所として、その基準に該当する場合、通常の利用者負担金に加算して請求いたします。

別表（6の（2）関係）

<同行援護>

提供時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満
利用単位数	191単位	302単位	436単位	501単位
提供時間	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 3時間30分未満	以降30分ごと
利用単位数	566単位	632単位	697単位	66単位

【加算項目】

○初回加算 200単位/月

当事業所のサービスを新規に利用，または2か月以上利用せず再度利用する際に，サービス提供責任者が自ら居宅介護等を提供した場合，または他の従業者の居宅介護等の提供時に同行訪問した場合は，居宅介護等利用初回月のみ，通常の利用者負担金に加算して請求いたします。

○緊急時対応加算 100単位/回（月2回まで）

当初予定されていないサービス提供を利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に訪問した場合，1回の訪問につき，月2回までを限度とし，通常の利用者負担金に加算して請求いたします。

○盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者を支援した場合の加算

盲ろう者向け通訳・介助員（地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業において，盲ろう者の支援に従事する者をいう。以下同じ。）が，盲ろう者（同行援護の対象者要件を満たし，かつ，聴覚障害6級に該当する者）を支援した場合は，100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算する。

○障害支援区分4以上の者を支援した場合の加算

障害支援区分4以上の者を支援した場合は，100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算する。

○障害支援区分3の者を支援した場合の加算

障害支援区分3の者を支援した場合は，100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

○2人の従業者により訪問を行った場合

1人の従業者による介護が困難と判断し市町が2人派遣を認めた場合は，利用者の同意のもと2人の従業者を同時派遣します。その場合の費用は2人分となり，利用者負担額も2倍になります。

○特別地域加算 所定単位数の100分の15/回

厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して，居宅介護等を提供した場合に，通常の利用者負担金に加算して請求いたします。

○サービス利用時間による，利用料負担額の違い

別表の料金表は，割増なしの金額です。

- ・通常時間帯： 8：00～18：00 → 割増なし
- ・早朝時間帯： 6：00～ 8：00 → 25%増し
- ・夜間時間帯：18：00～22：00 → 25%増し
- ・深夜時間帯：22：00～ 6：00 → 50%増し

○利用者負担額上限管理加算 150単位/月

介護給付費対象のサービスの利用者負担額は上限が定められています。利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、居宅介護等利用開始の際にその旨をお申し出ください。

○福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の1000分の417

福祉・介護職員等処遇改善加算

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等を実施している事業所として、その基準に該当する場合、通常の利用者負担金に加算して請求いたします。

○特定事業所加算Ⅱ 所定単位数の100分の10

特定事業所加算厚生労働大臣が定める基準に適合している質の高い障害福祉サービスを提供している事業所として、その基準に該当する場合、通常の利用者負担金に加算して請求いたします。